

# 令和元年第3回鹿追町議会臨時会会議録

## 1 議事日程第 1号

日時 令和元年 8月 9日(金曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1		会議録署名議員の指名
日程 2		会期の決定について
日程 3		諸般の報告
日程 4		行政報告
日程 5	議案第 45号	消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について
追加日程1	議案第 45号	消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について 〔総務文教常任委員会報告〕
日程 6	議案第 46号	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
日程 7	議案第 47号	令和元年度鹿追町一般会計補正予算(第2号) について
日程 8	議案第 48号	然別湖畔浄化センター機器更新工事その7請負 契約について

## 2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員(11名)

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴渕 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町	長	喜	井	知	己
農業委員会	会長	菊	池	輝	夫
教育委員会	教育長	大	井	和	行
代表監査委員		野	村	英	雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松	本	新	吾
総務課長	渡	辺	雅	人
総務課主幹	葛	西	浩	二
企画財政課長	草	野	礼	行
町民課長	菊	池	光	浩
福祉課長	佐々木	康	人	
農業振興課長	菅	原	義	正
農業振興課主幹	城	石	賢	一
商工観光課長	富	樫	靖	
建設水道課長	大	上	朋	亮
子育てスマイル課長	松	井	裕	二
ジオパーク推進室長	黒	井	敦	志
瓜幕支所長	東	原	孝	博
病院事務長	平	山	宏	照
消防署長	内	海	卓	実
総務課総務係長	土	田	佳	幸
企画財政課長補佐	武	者	正	人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇	井	直	樹
社会教育課長	浅	野	悦	伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの  
事務局 長 檜 山 敏 行

9 議会事務局職員出席者

事務局 長 坂 井 克 巳  
書 記 高 瀬 俊 一

令和元年8月9日（金曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただ今から令和元年第3回鹿追町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。ここで報告いたします。津川修会計管理者から本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。以上で報告を終わります。

ここで松本新吾副町長より発言を求められておりますのでこれを許します。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

貴重な時間をお借りしまして、7月1日付けの異動によります議会の新たな説明員を紹介をさせていただきます。はじめに瓜幕支所長、東原孝博であります。

○瓜幕支所長（東原孝博）

よろしく申し上げます。

○副町長（松本新吾）

次に総務課総務係長、土田佳幸であります。

○総務課総務係長（土田佳幸）

よろしく申し上げます。

○副町長（松本新吾）

以上2名、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田稔）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって5番、加納茂議員、6番、上嶋和志議員を指名します。

---

日程2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

---

日程3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は、お手元に配布のとおりです。内容をご覧の上、ご了承願います。

---

日程4 行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。喜井知己町長。暑い方は脱いでもらって結構です。

○町長（喜井知己）

令和元年第3回鹿追町議会臨時会が開催をされるにあたり、行政の諸般についてご報告を申し上げます。6月21日には、北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会の道内要請が行われました。この会につきましては、鹿追町が会長を務めているということで、副会長が長沼の戸川町長、それから美唄、今回、代わりましたけれども美唄の高橋市長さん、それから浜頓別の菅原町長さんが監事、同じく鷹栖の谷町長さんが監事ということで役員さんとともに要請を行いました。現在、北海道内では23地区、町の数でいうと19の市と町で国営農地再編事業が行れております。来年度、令和2年度予算に向けた要請活動ということで、北海道開発局については塩屋部長さんほか、幹部の方15名に対して、それから北海道庁につきましては、農政部の宮田次長ほか3名、それから議会の関係で申し上げますと、北海道議会の自民党道民会議、それから道議会の同じく立憲民主党の道民会議というところに新年度の予算について要望を申し上げたところであります。次に6月25日には、鹿追の案件ということで国営かんがい排水事業の笹川地区の中央要請を行なってきました。国営笹川地区のかんがい排水事業ということで令和2年度の調査着手要望ということであります。私、それからJAのほうからは那賀島専務、それから笹川の地域代表ということでご夫妻にご参加をいただきました。これについては国土交通省では当時の、今、代わりましたけれども和泉局長さんにお会いをしております。それから農水省では、農村振興局の横井整備部長さん、あと議員さん関係では道内選出の議員さん等々にお問い合わせしてきたところであります。笹川の関係につきましては皆さんご承知のとおりであります。この地区には大きな排水路がないということで大雨の冠水被害が頻発していること、それからかんがい排水事業が実施されることによって特に高収益作物等々の機械導入

等も進むということでぜひ来年度新規の調査要望ということで行ってきたところであり  
ます。次に6月26日から27日かけて、先ほどのお話しした国営農地再編の中央要請とい  
うことで、行ってまいりました。26日には国土交通省北海道局、それから国会議員の先生  
方、それから27日には特に農水省関係、それから財務省、農水省では、末松事務次官に  
お会いすることができましたし、財務省では、太田主計局長さんにもお会いすることが  
できました。いずれにしても先ほどと同じように新年度の予算確保ということをお願いし  
てきたところでもあります。次に7月1日には、防災協定の調印式を行なっています。2つ  
行なっておりまして、1つ目が鹿追町災害ボランティアセンターの設置に関する協定とい  
うことで、これは社会福祉法人鹿追町社会福祉協議会と協定を締結をさせていただいてい  
ます。災害時におけるボランティア活動の推進のための鹿追町災害ボランティアセンター  
の設置運営、その他必要な事項についてご協力をお願いするという内容であります。2つ  
目は災害時における社会福祉施設とのいわゆる福祉避難所に関する協定ということで、こ  
れについては、社会福祉法人鹿追町恵愛会と協定を結ぶことができました。特に要援護者  
の避難先ということでしゃくなげ荘、もみじの里、これらと施設を避難施設として万が一  
のときに収容ができるということ、大変心強いことだなというふうに思っています。それ  
から7月2日には、令和元年度の全国基地協議会、それと防衛施設周辺整備全国協議会の  
合同定期総会ということで、東京都の全国都市会館で開かれました。それぞれ基地協議会、  
これ全国の基地協議会というのは佐世保の市長さんが会長を務めておられますし、防衛施  
設周辺整備の全国協議会は千歳の山口市長さんが会長を務められております。それぞれ若  
干目的は異なりますけれども防衛に関する予算確保が大きな目的ということで例年、この  
2つの大きな組織は合同で定期総会が行われているようです。この会には来賓として総務  
省からは自治税務局の田辺固定資産税課長さん、それから防衛省からは地方協力局の山野  
地方協力企画課長さんが来賓としてお見えになっていました。内容としては基地関係予算  
の確保に関することがやはり大きな目的であります。基地交付金の関係については、そも  
そも固定資産税等の代替的性格を有する基地交付金、それから調整交付金については通常  
の一般行政施策と同列視することなく十分な予算確保をお願いしたいという内容でありま  
す。それから基地周辺対策経費については、いわば補償的性格を有する経費であるという  
ことで、これについても十分な予算を確保しつつすることという内容の決議が採択をされ  
たところでもあります。続きまして7月3日には、令和2年度の防衛施設周辺整備対策等に  
関する中央要望運動ということで、これは北海道の基地協議会の主催ということで、これ

も東京都、都内で行われました。これについては北海道の基地協議会の会長は千歳の山口市長さんであります。鹿追も基地所在地ということで従来から理事として入っているということで、私も役員の1人として全体、役員さん13名で要請活動を行なっています。要請先については総務省、財務省、防衛省、それから衆参の両院の国会関係国会議員さんということであります。内容としては、令和2年度の基地関係予算の確保、それから基地交付金等に関する要望、それから防衛施設周辺整備対策に関する要望等々であります。次に7月4日にはストニヰブレイン町友好訪問団の歓迎会が町民ホールで開かれました。今回の訪問団については大人の方が3名、それから中高生の留学生8名、合計11名ということでホスト家庭については8つの家庭のほうにお願いをし、歓迎会が開かれました。歓迎会には吉田議長様はじめ来賓等、合計90名の参加のもと開かれました。一行については7月4日から13日間滞在をされまして神社見学等、日本の伝統文化に触れたり、高校、鹿追高校をはじめとする町内の小中学校の訪問、それから期間中は2泊3日の札幌旅行等を楽しみ、双方の再会を約束して、16日の日に鹿追町を後にされたということであります。それから7月8日には、議会の指摘事項対応会議ということで、全課長職で30年度以降の議会における懸案事項、それから議会のまちなか会議を受けての町に対する意見ということで今後どういうふうに取り組んでいくかということを確認したところであります。従来もやっていたけれども、これからは定例会ごと、なるべく早い時期に定期的開催をしていこうということで確認をしたところであります。次に7月8日には、英語指導助手及び国際交流員の送別会ということで送別会が開かれました。町民ホールで開かれました。議員さん、それから教育委員さん、校長、教頭、町職員、教育委員会の職員ということで約54名の参加で開かれました。英語指導助手についてはアーロン、それからマッケンジー、お2人とも4年間、お勤めいただきました。また国際交流員のアマンダについては3年間ということでお勤めをいただいたということで送別会を開催をさせていただいたところであります。次に7月10日には、令和元年度の陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充促進期成会の総会、それから引き続きまして鹿追地区自衛隊協力会連合会の定期総会を開催いたしました。自衛隊協力会連合会の定期総会につきましては、今回、役員改選で新たに前鹿追町長の吉田弘志氏が連合会の会長に就任をいただいたところであります。同じく10日の日、矢野和徳陸上自衛隊鹿追駐屯地司令の防衛講話及び懇親会を開催いたしました。防衛講話については警備地区5町からも約100名の参加、それから懇親会については80名ちょっとの参加ということで、今回の防衛講話で矢野司令からは新たな防衛計

画の大綱、中期防衛力整備計画と題して日本の安全保障、それから今後の防衛計画の関係等々について、約1時間にわたって講演をいただいたところでもあります。次に7月11日には、令和元年度北海道鹿追高等学校看護科誘致期成会の総会が役場の3階研修室で開催をされました。これについては役員さんなど25名の参加をいただいたところでもあります。総会では30年度の事業報告、収支決算、それから新年度、令和元年度の事業計画、収支予算などが、議案が可決をされてきたところでもあります。またこれまで目指してきました鹿追高校への看護科新設の方針を普通科への看護・医療コース制導入等に転換することを確認をされたところでもあります。特に今年度については、このへんのコース制導入に関する調査、研究、活動を行うことになったところでもあります。またこのような活動の内容の変更に伴い、期成会の名称を「看護科誘致期成会」から「看護科誘致等期成会」というふうに変更することを決定したところでもあります。7月12日には、令和2年度防衛施設周辺整備事業及び陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充に係る陳情要請ということで、これは道内、札幌要請ということで実施をしています。訪問先は陸上自衛隊の北部方面総監部と北海道防衛局であります。これについては議会のほうからは吉田議長さん、埴渕基地対策委員長さん、清水基地対副委員長さん、それから自衛隊協力会、吉田会長さん、それから鈴木女性部部長さん、家族会の川村会長さん、それから隊友会の福原支部長さん、合計8名で北部方面総監部では貴島防衛部長さん、それから防衛局では末永局長さんにそれぞれ要請を行ってきたところでもあります。次に7月17日には、鹿追町総合計画審議会、鹿追町まち・ひと・しごと創生推進会議、鹿追町総合計画策定会議、鹿追町まち・ひと・しごと創生町民会議、鹿追町開町100年記念事業審議会の合同会議が町民ホールで開催をされました。これについては、第7期の鹿追町総合計画、それから第2期の鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから鹿追町の開町100年記念事業の審議会ということで委員さん35名に委嘱状を交付して、これからそれぞれの部門で総合計画等々、将来の町のあり方について幅広い分野の方からご意見をいただいて計画を策定していきたいということでもあります。役員、それぞれの役員の選出は、審議会の会長には、前副町長の安部克裕さん、副会長には、石田秀俊さんが、それから策定会議の議長は、上嶋隆夫さん、副議長には、山本進さんがそれぞれ選出をされたところでもあります。次に7月の22日には、宮城県の南三陸町の佐藤町長さんと高橋総務課長さんが来町をされました。これについては平成23年3月の東日本大震災で大変大きな被害を受けた南三陸町でありますけれども、当時、鹿追町からは3月の末から4月の初めにかけて最初に支援物資をお届けして、その後



夏になってから、こちらから防疫車を持ち込んでハエの駆除作業を、こういう災害のご協力をさせていただいたところであります。今回、今、南三陸町では復興10年計画ということでいろいろ復興を進めてきて、8年を経過して、相当、復興計画も最終局面に来たということで、道内では札幌の北部方面隊、それから鹿追、帯広などに特段のご協力をいただいたということで今回、感謝状と記念品をいただいたところであります。総務課のカウンターの前のところに感謝状と記念品が今、掲げてありますので帰りでもちょっとご覧をいただけたらなと思います。当時、現地に赴いた職員なんかと皆交えてですね懇談をさせていただいたところであります。次、7月25日には、地方創生（企業版ふるさと納税等）に関する説明会、それから十勝町村会第2回情報意見交換会、それと北海道市町村長交流セミナーが札幌市のほうで開かれてそちらに参加をしてみました。企業版ふるさと納税につきましては、内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部事務局から島田参事官がお見えになってこの企業版ふるさと納税についてのPRといういことでお見えになりました。28年から始まった制度でとりあえず今年度、令和元年度までなんですけれども、また何年か延長をするという方向で考えられているようです。これについては、本社が所在する町に対する寄附は、これ対象外というふうになっているんですけれども、本社じゃなければいいということであります。それと今までは地方創生交付金との併用が今までできなかったらしいんですけれども、それについてもこの地方創生交付金との併用が企業版ふるさと納税で可能になるという改正もしているそうです。再生計画を作って内閣府に計画を認定してもらおうとかという手続きが必要になりますけれども、これについても今後検討していく必要があるのかなというふうに思っています。それから十勝町村会の情報意見交換会では十勝圏の活性化期成会の夏季要望の内容、それから今年度すでに行なった前期の町村職員の試験の実施状況等の説明がされました。それから北海道市町村長交流セミナーにつきましては、北海道市町村振興協会というのが今年、設立40周年ということで記念事業ということも併せて行われました。講演は一般財団法人の日本総合研究所で、テレビでもよくご覧になったことがあるかもしれませんが、その会長の寺島実郎さんという方の講演で、この方、北海道の沼田町の出身だそうです。現在この日本総研の会長さんと併せて多摩大学の学長さんも兼ねておられるということでした。内容としては世界の構造転換と日本の進路ということで1時間半ぐらいのお話をいただきました。内容としては、過去からの世界へのGDPのシェアの推移だとか株価の推移などを中心に一番お話をされたかったのは最早、日本はアジアの先頭を走っていないと、日本がどんどん埋没をし

ていっているということを中心に今後日本がどうあるべきかということを中心に話をされてきました。やはりアジアの中での日本の経済的な立場というのもどんどん変化をしているんだなという感じを持ったところでもあります。その日の夜については、道の幹部職員との交流会が開かれたところでもあります。次に7月31日から8月1日にかけて、防衛施設周辺整備それから鹿追駐屯地維持拡充に関する東京の要望を行なってきました。これについては、先ほど申し上げたとおり、議会からは議長さん、埴淵基地対委員長さん、清水副委員長さん、それから吉田協力会会長さん、それから鈴木女性部長さんということで行ってまいりました。防衛省では、小野塚幕僚副長さんにお会いをしました。今回異動で東部方面総監ということでご栄転されるということで新聞等々で報道をされていましたが、私もお会いをして来ました。それから人事教育局長さん、地方協力局長さん等の表敬も行なって自衛隊の鹿追駐屯地の増員のお願い、それから隊員の生活環境改善等々については自衛隊、笹川の官舎の着工、今年の秋には着工していただけるということで準備が進められているということでございます。あと自衛隊の維持拡充については、これは折を見てまたいろんな角度で要請を行なっていかなければならないのかなというふうに思っています。それから8月2日には、国営農地再編整備事業推進連絡協議会の総会が札幌のほうで行われております。これについては先ほど申し上げたとおり鹿追が会長を務めていたわけですが、この8月の総会をもって会長を長沼町のほうにバトンタッチをしたところでもあります。ご存知のように鹿追は今年の3月中鹿追地区終了したということで、今度は長沼町が会長さん、戸川町長さんが会長さんということで新しい体制でこの協議会が進められるということになるかと思えます。それから最後ですけれども8月5日には、北海道後期高齢者医療広域連合の第1回の議会の臨時会が開かれて、私は十勝町村会の役割の中でこっこのほうの議員として出なさいということで今回から出席をすることになりました。札幌市の国保会館のほうで開かれました。広域連合の議会については市長から8名、全道です、町村長から8名、それから市議会議員から8名、町村議会から8名、合計32人で議会が構成をされておまして、この春の統一地方選挙等々で正副議長さんをはじめ、20人以上が交代をされたということで今回臨時会が開かれました。この広域連合については、執行部としては、広域連合の連合長というのは、恵庭の原田市長さんが務められておりますし、副連合長は、本別の高橋町長、こういう執行体制であります。議会については、今回議会について正副議長の選挙、それから議会運営委員の選任、それから専決処分の承認等がそれぞれ可決、承認をされました。広域連合の新しい議長さんについては、札

幌市議会の山田一仁さん。それから副議長さんには、遠別町議会の西畑広男さんという議員さん、大体議長さんには、市議会の方、副議長は町村議会から、こういった大体の従来の流れがあるようでございます。すみません、ちょっと長くなりましたが以上で行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉田稔）

これで、行政報告を終わります。

---

日程5 議案第45号 消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程5、議案第45号、消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第45号は、消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。社会保障の安定的財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法の一部を改正する等の法律が、平成31年10月1日から施行されることに伴いまして、町が条例で定める使用料、手数料につきまして消費税率を8%から10%に改正したく本条への制定を提案申し上げるものであります。なお、留学センター、高校寄宿舎、ごみ処理に関する使用料、手数料は据え置きすることとしております。改正内容についてご説明いたします。なお改正後の金額につきましては説明を省略させていただきますので、ご了解をお願いいたします。

消費税率及び消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するといたしまして、本条例は条文が34条及び附則3項により構成をされており、第1条は、鹿追町国際交流センター平成館設置条例の一部改正であり、施設使用料を改めるものであります。

第2条は、とちかち鹿追ジオパーク会館設置条例の一部改正であり、施設使用料を改めるものであります。

第3条は、鹿追町手数料徴収条例の一部改正であり、陶芸技術指導手数料を改めるものであります。

第4条は、鹿追町民ホール設置条例の一部改正であり、ホール及び備付物件等の使用料

を改めるものであります。

第5条は、鹿追町公共施設条例の一部改正であり、公共施設使用料を改めるものであります。

第6条は、鹿追町ピュアモルトクラブハウス設置条例の一部改正であり、オープンホール及び研修滞在施設の使用料を改めるものであります。

第7条は、神田日勝記念美術館条例の一部改正であり、観覧料を改めるものであります。

第8条は、鹿追町総合スポーツセンター設置条例の一部改正であり、スポーツセンター使用料を改めるものであります。

第9条は、健康温水プールしかおい設置条例の一部改正であり、プール使用料を改めるものであります。

第10条は、鹿追町トリムセンター設置条例の一部改正であり、集会室及びフィットネス室の使用料を改めるものであります。

第11条は、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正であり、し尿等処理手数料を改めるものであります。

第12条は、鹿追町地域支援事業条例の一部改正であり、各サービス利用料を改めるものであります。

第13条は、鹿追町介護予防センター条例の一部改正であり、ゴルフ利用料を改めるものであります。

第14条は、鹿追町広域総合交流促進施設設置条例の一部改正であり、施設使用料を改めるものであります。

第15条は、鹿追町農業振興センター条例の一部改正であり、施設及び試験機械使用料を改めるものであります。

第16条は、鹿追町鹿追地区畑地かんがい用水道施設の設置等に関する条例の一部改正であり、畑かん水道使用料を改めるものであります。

第17条は、鹿追町美蔓地区畑地かんがい用水施設設置等に関する条例の一部改正であり、畑地かんがい用水使用料を改めるものであります。

第18条は、鹿追町ワーキングセンター設置及び管理に関する条例の一部改正であり、施設使用料を改めるものであります。

第19条は、瓜幕活性化施設設置条例の一部改正であり、施設及び備付物件等の使用料を改めるものであります。

第20条は、鹿追町営牧場管理条例の一部改正であり、第10条第2項は放牧期の1日当たりの使用料であり、「226円」を「230円」に、また捕獲料は「2,260円」を「2,300円」に、舎飼期の1日当たり使用料を「572円」から「583円」にそれぞれ改めるものであります。

第21条は、鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であり、第10条第1項は、使用料金の規定であり、全量委託する場合、1頭当たり年額「12,340円」を「12,570円」に改正するもので、別表はそれ以外の施設使用料及び液肥等の料金を改めるものであります。

第22条は、道の駅しかおい直売所設置条例の一部改正であり、施設使用料を改めるものであります。

第23条は、道の駅うりまく直売所設置条例の一部改正であり、施設使用料を改めるものであります。

第24条は、うりまく夢創造館設置条例の一部改正であり、施設使用料を改めるものであります。

第25条は、然別湖魚族資源保護条例の一部改正であり、第5条は、遊漁料の規定であり、1日1人「4,110円」を「4,190円」に、同乗する中学生以下は「1,030円」を「1,050円」にそれぞれ改めるものであります。

第26条は、道路占用料徴収条例の一部改正であり、第2条は、占用料の種別及び金額の規定であり、消費税率を改めるものであります。

第27条は、鹿追町普通河川管理条例の一部改正であり、第21条は、占用料等の規定であり、消費税率を改めるものであります。

第28条は、鹿追町公園条例の一部改正であり、公園施設等の使用料を改めるものであります。

第29条は、鹿追町ライディングパーク設置条例の一部改正であり、乗馬等の使用料を改めるものであります。

第30条は、鹿追町簡易水道事業給水条例の一部改正であり、水道使用料を改めるものであります。

第31条は、鹿追町農業集落排水処理施設管理条例の一部改正であり、使用料及び排水設備手数料を改めるものであります。

第32条は、鹿追町公共下水道条例の一部改正であり、第20条は、使用料の規定であ

り10トンまでの基本料金「1,890円」を「1,920円」に、1トン当たりの超過料金「200円」を「204円」に改めるものであります。

第33条は、鹿追町個別排水処理施設管理条例の一部改正であり、第7条は、使用料の規定であり、一般家庭で1カ月につき「2,100円」を「2,140円」に、営業用で8トンまでの基本料金「1,130円」を「1,160円」に、1トン当たりの超過料金「143円」を「145円」にそれぞれ改めるものであります。

第34条は、鹿追消防会館条例の一部改正であり、施設使用料を改めるものであります。

次に、附則につきましては、第1条は、条例の施行期日であり、令和元年10月1日から施行するものであり、第2項、第3項につきましては、経過措置の規定であります。以上、消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の内容のご説明を申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、新規条例の制定であるため、総務文教常任委員会に付託して審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教常任委員会に付託して、審査とすることに決定しました。ここで暫時休憩といたします。再開は、おおむね11時10分といたします。

休憩 10時40分

再開 11時03分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここでお諮りします。先ほど総務文教常任委員会に付託しました議案第45号、消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。総務文教常任委員会、畑久雄委員長から付託審査を終え、報告書が提出されました。

ここで審査報告を日程に追加し、追加日程1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。議案第45条の審査報告を追加日程1として議題とすることに決定しました。資料配布のため暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

追加日程1 議案第45号 消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（吉田稔）

追加日程1、議案第45号、消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務文教常任委員会での付託審査の結果について報告を求めます。畑久雄総務文教常任委員長。

○3番（畑久雄）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。記、1、審査日、令和元年8月9日金曜日、2、審査結果、事件の番号、議案第45号、件名、消費税率及び地方消費税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決、以上です。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

---

日程6 議案第46号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程6、議案第46号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第46号は、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。近年の交通事情、国家公務員の旅費に関する法律及び管内町村の支給状況を勘案し、旅費の見直しを行うものであります。内容についてご説明いたします。職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第16条は、航空運賃の規定であり、「現に支払った運賃」に改めるものであります。別表第1は、条例第17条、18条、19条の規定による日当、宿泊、車賃の規定であり、日当及び車賃において甲地方における日帰旅行及び乙地方における往復350キロメートルを超える日帰旅行の場合の支給額を削除するものであります。次に、附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は令和元年10月1日から施行するもので、第2項は、経過措置の規定であります。以上、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。6番、上嶋議員。

○6番（上嶋和志）

この旅費の条例の改正によって見込まれる年間の削減額の額についてと併せて行政改革の一環としてこういう条例の改正を行なっておられるかと思っておりますけれども、町長代わられてね、それで今後見込まれるこのような行政改革として経費の削減を図るようなこと、どのようなことを考えておられるか。お考えがあれば、お知らせを願いたいと思います。

○議長（吉田稔）



答弁、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

回答させていただきます。今の削減の件についてのご回答をさせていただきます。今回、このような提案、議決を、もしいただけたならばということで、平成30年度の状況での積算をしたところであります。大体、札幌日帰りがですね平成30年度、147回ございます。職員全体ですね。東京出張についても62回ございまして、今、言ったような改正をすることによりまして、おおむね220万程度になりますけれども、それ以外に団体会計から支給されている旅費等もございますので、それも合わせますと300万くらいになるのではないかとということで削減効果があるのではないかとということで見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（吉田稔）

喜井町長。

○町長（喜井知己）

はい、行革の関係ですけれども、今回の旅費については行政改革という一面ももちろんございます。それ以外の面については、行革をこう大々的にやってから相当な年数が経っているということで、今年から来年にかけては、いろいろ今、総合計画だとかいろんなことに取り組んでおりますので、今年度いろいろ内部的に資料をいろいろ集めたり、内部的な準備をして来年度には全体的な行政改革、それから組織、機構の役場組織の機構の見直しですとか、あと職員の定数管理計画だとか、そういう全体のことについては取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（吉田稔）

再質問ありますか。よろしいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

---

日程7 議案第47号 令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第2号）

○議長（吉田稔）

日程7、議案第47号、令和元年度鹿追町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第47号は、令和元年度一般会計補正予算（第2号）となるものです。令和元年度一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ755万5千円を追加しまして、総額を8億7,595万7千円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出、30ページからご説明いたします。款項、商工費、商工業振興費で消費税率及び地方消費税率引き上げに伴い、住民税非課税者及び3歳半未満の子のいる子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的に国の全額補助を受けましてプレミアム商品券を発行する経費といたしまして、需用費、消耗品費、印刷製本費合計で4万5千円、役務費で合計31万8千円、委託料で55万円、負担金で合計664万2千円のそれぞれ追加となるものであります。次に歳入、前ページとなります。国庫支出金、国庫補助金、商工費国庫補助金の商工費補助金で755万5千円の追加であります。以上、一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

---

日程8 議案第48号 然別湖畔浄化センター機器更新工事その7請負契約について

○議長（吉田稔）

日程8、議案第48号、然別湖畔浄化センター機器更新工事その7請負契約についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第48号は、然別湖畔浄化センター機器更新工事その7請負契約についてであります。下記のとおり契約を締結したいので地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は、然別湖畔浄化センター機器更新工事その7であります。契約の方法は、指名競争入札でありまして、指名業者は、日立造船株式会社北海道支社、北海道富士電機株式会社、オルガノ株式会社北海道支店、株式会社東日本計装、株式会社西原環境北海道支店、以上5社を指名し、日立造船株式会社北海道支社から辞退の申し出があり、4社により7月23日に入札いたしました結果、入札金額を9,900万円といたします札幌市東区北6条東3丁目3番地1、株式会社西原環境北海道支店、支店長、中井康弘氏が最低入札者となりましたので現在仮契約を締結中であります。なお落札率は97.36%であります。以上、然別湖畔浄化センター機器更新工事その7請負契約についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

なしと認めます。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第3回鹿追町議会臨時会を閉会します。

閉会 11時21分